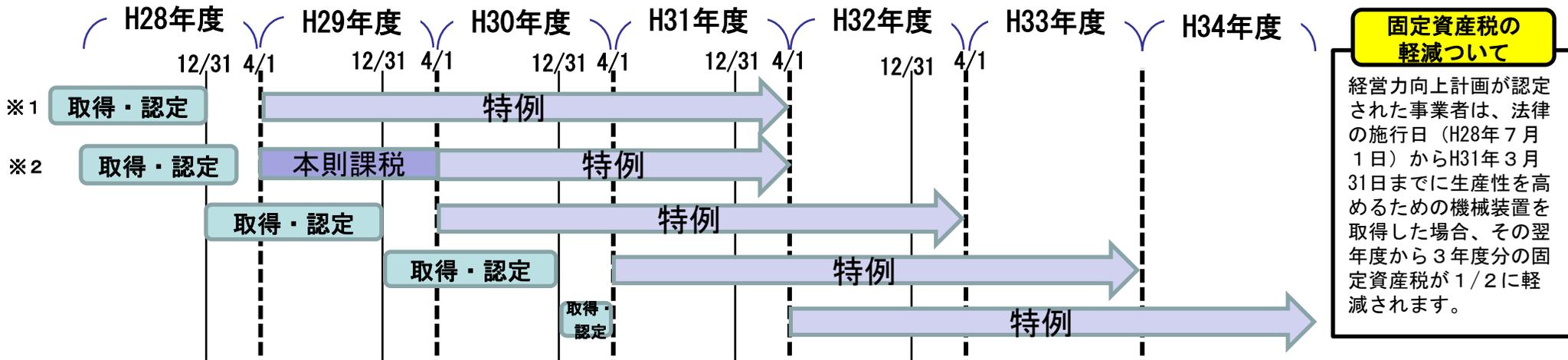


◆経営力向上計画の認定・固定資産税減免にかかるスケジュール



※1：H28年12月31日までに取得した設備（H29年1月1日時点で所有する資産として申告）で、H28年12月31日までに認定を受けた場合は、H29～31年度の3年間固定資産税が軽減されます。
 ※2：H28年12月31日までに取得した設備（H29年1月1日時点で所有する資産として申告）で、H28年12月31日までに認定を取らなかった場合は、固定資産税の軽減はH30～31年度の2年間となります（固定資産税の賦課期日は毎年1月1日となるため、機械装置が事業の用に供することができる状態になった後、年末までに認定が受けられない場合の減税期間は2年間）。

H28年度の場合

H28/7/1法施行		H28/12/31		H29/1/末頃 (償却資産の固定資産税申告期限)		H29/4/1以降	
法施行日以降に取得	生産性を高める機械装置の取得 取得日から <u>60日</u> 以内に受理 数日～2カ月程度かかる (工業会等に要確認)	「経営力向上計画」の申請(受理) 申請書の受理から認定まで最大 <u>30日</u> （事業分野が複数省庁の所管にまたがる場合は最大 <u>45日</u> ） ※不備等がない場合	「経営力向上計画」の認定 固定資産税の申告までに、 ・取得した証明書の写し ・認定書の写し ・申請書の写し を用意、市区町村に提出	3年間、固定資産税を軽減			